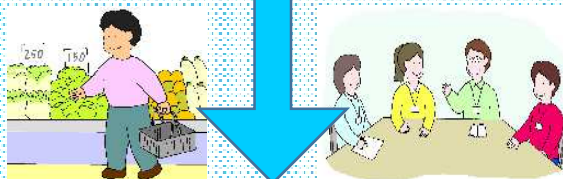


高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム

東京都心身障害者福祉センター 地域支援課

高次脳機能障害者への支援の流れとプログラムの位置づけ

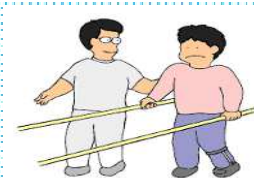
社会生活評価プログラム



復職・就労

再び働くための準備

在宅生活の再開と安定



医療機関における
リハビリテーション

発症
受傷

- 意識状態の改善
- 生命維持に必要な全身状態の安定化

- 起居、座位、立位、移乗、歩行、食事、排泄などの基本的な身辺処理動作や日常生活動作の改善
- 高次脳機能障害の評価及び認知機能の改善

【安定した生活の継続及び生活範囲の拡大に向けた生活能力の向上】

- 自宅での身の回りの動作の再獲得（トイレ、着替、入浴など）
- 生活に関する動作の再獲得（買い物、家事、外出、公共交通機関の利用など）
- 生活リズムの安定
- 心身の耐久性の向上
- 再発防止に配慮した生活習慣を身につける（食事、服薬、休養、通院など）
- 生活を管理する力の再獲得（金銭管理、服薬管理、スケジュール管理など）
- コミュニケーションスキルの再獲得
- 自己の障害の特徴を知る
- 代償手段や社会資源を活用する

【職業生活の継続のために必要なこと】

- 自己の障害の特徴を理解し、必要な時は、周囲に支援を求められる
- 働く体力と耐久性がある
- 通勤が自立している
- 職場内での行為（移動、食事の準備、食事、トイレ、持ち物の運搬など）が自立している
- 疲労のコントロールができる
- 自己の障害の特徴に合わせた代償手段（メモリーノートなど）を活用して、仕事ができる
- 職場のルールに沿った行動ができる
- 個々の状態に合わせた働き方を検討する

※「高次脳機能障害者地域支援ハンドブック(改訂第五版)より一部加工

身近な地域での支援（福祉・保健・就労支援機関等）

自立した社会生活や就労（福祉的就労を含む）などの社会参加を目指している高次脳機能障害者の方に対して、地域の支援機関（相談支援事業所、保健所、福祉事務所、通所先など）からの依頼に基づき、作業能力面、生活管理面、対人技能面、障害理解面を中心に評価を行うプログラムです。

◇ 利用の対象となる方

- 障害者手帳の有無を問わず、高次脳機能障害のある方
※医療機関から高次脳機能障害という診断を受けている必要があります。
- 年齢が15歳から65歳未満の方
- 退院後の在宅生活が安定していて、公共交通機関を利用して通所することが可能な方
- 日常生活が自立していて、就労や社会参加を目指す上で、作業能力面、生活管理面、対人技能面などに課題のある方
- スケジュール管理や代償手段などについて、具体的なアドバイスを受けたい方
- 就労に向けた訓練を受けたいが、集中力や耐久性などに不安がある方や目標実現に向けたステップアップを図りたい方
- グループ活動に安定して参加できる方

◇ 利用期間と利用日数

- 利用期間は原則4か月です。(火曜日・金曜日)

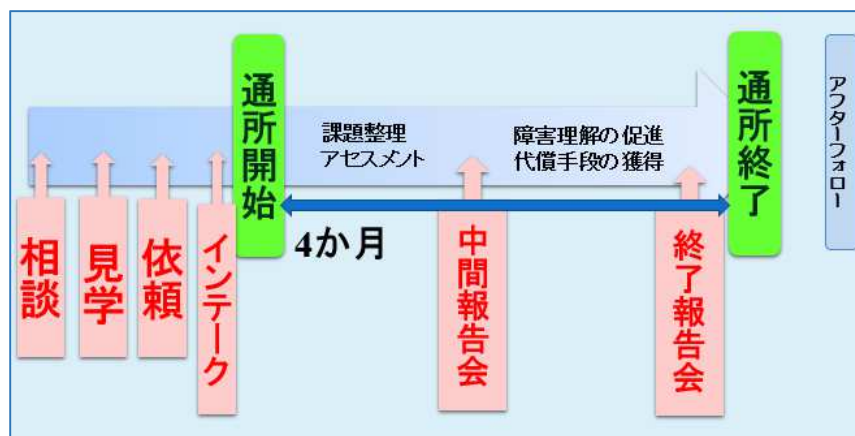
◇ 担当スタッフ

- 作業療法士、理学療法士、福祉職、心理職などの専門職チームが担当します。

◇ 費用

- プログラム利用にかかる費用は無料です。通所に必要な交通費、昼食代は自己負担です。工賃はありません。

◇ プログラム利用の流れ



◇ プログラムの内容

【個別課題とグループワーク】

- ・事務系作業 ・パソコン入力 ・計算、漢字 ・創作作業 ・健康管理
- ・代償手段の活用 ・スポーツ系課題 ・学習系課題 ・コミュニケーション ・心理評価 等

【問い合わせ先】

東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 就労支援担当
〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)13階
TEL03-3235-2951 FAX03-3235-2957